

静岡市感動体験のまち創造事業推進業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

静岡市（以下「本市」という）は、観光政策の課題である宿泊客数の少ないこと、1人あたりの消費額が少ないことを改善するべく、令和6年度から2か年で22の体験型観光コンテンツを開発した。令和8年度は、開発したコンテンツの売上創出・拡大を目的として、販売促進および販路拡大を重点的に実施するとともに、実際の販売・利用を通じて明らかになった課題を踏まえた磨き上げを行うことで、今後も継続的に販売・提供される状態を目指す。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 観文観委第25号 静岡市感動体験のまち創造事業推進業務

(2) 業務内容

別紙1「静岡市感動体験のまち創造事業推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 契約上限金額

67,000,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）を提案金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ 全体経費のうち、仕様書記載の「(2) コンテンツの磨き上げ（伴走支援）」から「(6) 成果報告」までの5項目に係る経費は、あわせて**14,850,000円以下**とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い。

(6) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ静岡市（以下、本市とする。）の承認を得た場合はその限りではない。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づき再生又は破産等の手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（令和8年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 旅行業法の登録を受けた市内事業者、又はそれらの事業者と連携協力して事業を遂行できる者であること。なお、共同企業体（JV）での提案や一部を再委託することを前提とした提案も可とする。
- (6) 国・地方自治体・広域連携DMOから類似業務の受注実績があり、仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。ただし、仕様書の一部業務において再委託することも可とする。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始	令和8年4月17日（金）	静岡市ホームページ上で公開します。
<u>質問受付</u>	<u>令和8年4月24日（金）17時まで</u>	質問票【様式4】に記載の上、電子フォームより提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和8年4月28日（火）17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
<u>企画提案書提出</u> （プロポ	<u>令和8年5月28日（木）17時まで</u>	電子フォームにて提出し

一ザル参加申請書等提出書類一式を含む)	で	てください。
書類選考（1次選考）	令和8年5月29日（金）から令和8年6月5日（金）まで	書類選考により3者程度を選定します。
書類選考（1次選考） 審査結果通知	令和8年6月5日（金）	書類選考で選定した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を電子メールにて通知します。
プレゼンテーション（2次選考）	令和8年6月10日（水）	
最終審査結果の通知	令和8年6月15日（月）目途	プレゼンテーション（2次選考）の参加者全てに通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年6月22日（月）12時まで	
説明要求に対する回答	令和8年6月25日（木）17時まで	

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】
- (2) 会社概要書【様式2】
- (3) 類似事業実績報告書【様式3】
- (4) 商業登記簿謄本 ※コピー可
- (5) 貸借対照表、損益計算書（直近1年度分）
- (6) 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）
 - ① 消費税納税証明書（1部、直近3ヶ月以内）
 - ② 市民税納税証明書（1部、直近3ヶ月以内）
- (7) 企画提案書
- (8) 見積書
- (9) 共同企業体協定書
 - ※共同企業体（JV）で提案する場合のみ

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式

① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。

② 企画提案書は下記フォームより提出してください。

(提出フォーム) <https://logoform.jp/form/79j2/1525355>

ファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel、PDF形式としてください。

③ 提案書のページ数制限はありませんが、15分で説明できる内容としてください。

また提案書についてはMicrosoft PowerPointまたはPDF形式としてください。

④ 質問については個別に回答することができません。

HPに掲載されている質問用紙に記入の上、令和8年4月24日(金)17時までに下記フォームにて提出してください。

※電話・FAX等での提出は受け付けません。

(提出フォーム) <https://logoform.jp/form/79j2/1525389>

⑤ 企画提案する際に、提案内容について、目標値を提示してください。また併せて算出方法及び達成に向けた取り組みを明確に示すとともに、KPIの確認手法についても明記してください。

7 書類選考（1次選考）

(1) 実施方法等

① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、3者程度を選定します。

② 企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。

③ 応募者が4者に満たない場合は、書類選考を行いません。

(2) 書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

8 プレゼンテーション（2次選考）

(1) 実施方法等

① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

ア 準備：5分

イ 説明：15分

ウ 質疑応答：20分

② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する

方が行って下さい。

- ③ プレゼンテーションの出席者は、2名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

(2) 評価者

本市が設置する静岡市感動体験のまち創造事業推進業務におけるプロポーザル審査会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙2）に基づき項目ごとに数値化して採点し、その合計点数が最も高い事業者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(4) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定をしません。

- ① 審査員の採点の合計が6割（150点）を下回った場合。
- ② 審査員の1名でも30点を下回る評価をした場合。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 契約手続き等

選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積徴取を行い、随意契約の締結手続きを行う。

11 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。

- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

12 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号(静岡市役所 静岡庁舎 新館 16階)

静岡市観光文化・市民局 観光国際課 観光推進第1係

担当者：鈴木 優太 電話：054-221-1454 メール：kankou@city.shizuoka.lg.jp

静岡市感動体験のまち創造事業推進業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点 ①	1. 事業実施体制	旅行業法の登録を受けた市内事業者、又はそれらの事業者と連携協力して事業を遂行する体制となっているか。また、複数のコンテンツ提供事業者に対し、十分な伴走支援を行える人員を配備できているか。	5点	× 2	10点
	2. 類似事業実績	過去に国・地方自治体・広域連携 DMO から類似業務の受注実績があり、同等以上の規模の契約を履行した実績があるか。	5点	× 1	5点
視点 ②	3. コンテンツの 販売促進	各コンテンツの属性やターゲットの分析が整理されているか。また売上創出・拡大につながる具体的な販売促進が提案されているか。	5点	× 4	20点
視点 ③	4. コンテンツの 磨き上げ (伴走支援)	売上・評価等の収集能力・分析が適正であるか。また、伴走支援に配備する人員に個別の状況に応じた的確な支援ができる経験・スキルがあるか。	5点	× 2	10点
	5. 商談用 パンフレットの 作成	パンフレットの構成や訴求内容が適正で、営業に活用しやすいものとなっているか。	5点	× 1	5点
合 計					50点